

芙蓉荘短期入所生活介護事業及び介護予防短期入所生活介護事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 清規会が開設する芙蓉荘短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護事業及び介護予防短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者や従業者が、要介護状態及び要支援状態にある高齢者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 管理者や従業者は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持及び家族の身体的並びに精神的負担の軽減を図るよう支援する。

- 2 事業所では利用者が要支援状態になった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話及び、機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持および、利用者の家族の身体的並びに精神的負担の軽減を図るものとします。
- 3 利用者の家族との連携を図るよう努めるとともに、事業の実施に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び、協力を行う等の地域との交流に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 芙蓉荘短期入所生活介護事業所
- 2 所在地 千葉県東金市家之子2010-3

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 1 管理者 1名
事業所の従業者の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。
- 2 医師 1名（嘱託1名・本体施設と兼務）
利用者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。
- 3 生活相談員 1名（本体施設と兼務）
利用者の生活相談、処遇の企画や実施等を行う。
- 4 介護職員 20名以上（本体施設と兼務）
利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- 5 看護職員 2名以上（本体施設と兼務）
利用者の保健衛生並びに看護業務を行う。
- 6 栄養士 1名（本体施設と兼務）

- 食事の献立の作成、栄養計算、栄養ケア計画を作成し適切な栄養指導を行う。
- 7 機能訓練指導員 1名以上（本体施設と兼務）
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
- 8 介護支援専門員 1名以上（本体施設と兼務）
短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画の作成を行うとともに、自らも短期入所生活介護の提供にあたるものとする。

(利用定員)

第5条 事業所の利用定員は、12人（介護予防人員を含む）とする。

(短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護事業の内容)

第6条 介護にあたっては、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術を持つて行う。

- 2 1週間に2回以上適切な方法により利用者に入浴をさせ、又は、清拭を行う。
- 3 心身の状況に応じて、適切な方法により排泄の自立について必要な援助を行う。
- 4 おむつを使用せざるを得ない利用者について、おむつを適切に交換する。
- 5 離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。
- 6 常時1人以上の介護職員を介護に従事させる。
- 7 利用者の負担により、事業所の従業者以外の者による介護を受けさせない。

(食事の提供)

第7条 食事の提供は、栄養、入所者の身体状況・嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行う。

- 2 利用者の自立支援に考慮し、可能な限り離床して食堂で行うよう努める。
食事の時間はおおむね以下のとおりとする。

- | | |
|--------|-----------|
| (1) 朝食 | 8 : 0 0 |
| (2) 昼食 | 1 2 : 0 0 |
| (3) 夕食 | 1 7 : 3 0 |

(その他のサービス提供)

第8条 教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事等を行う。

- 2 常に利用者の家族との連携を図るよう努める。

(利用料その他の費用の額)

第9条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業の介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。但し、支給限度額を越えた場合は、超えた分の全額を利用者の自己負担とする。

- 2 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合に、利用者から受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用との間に、不合理な差額が生じないようにする。

3 前項のほか、次に掲げる費用を徴収する。

一、送迎に関する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）

i 事業所から片道10キロ以内 500円

ii 事業所から片道10キロ以上は、1キロ100円

二、食費 1日あたり 1700円

三、居室費 1日あたり 多床室 915円

従来型個室 1231円

※但し介護保険負担限度額認定証の提示があれば、記載されている、居住費、食費の額とします。

四、入所者が選定する特別な食事の費用。

五、入所者が選定する特別な居室の費用

六、個人的に利用し、入所者が負担することが適當と認められるもの。

七、買い物等、施設が本人に代わって代行を行う場合の経費。

4 前項の費用の額に係るサービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得る。

(通常の送迎の実施地域)

第10条 通常の送迎の実施地域は、東金市、八街市、山武市、九十九里町、大網白里市、横芝光町、千葉市の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者がサービス提供を受けるにあたり、事故防止のため機能訓練室及び、機能訓練器具等を利用する場合は、職員の指示のもとに行う。

2 食事、入浴等についても同様の扱いとする。

(緊急時における対応方法)

第12条 利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

第13条 非常災害に備えて必要な設備を設け、防災、避難に関する計画を作成する。

2 定期的に、避難、救出その他必要な訓練を行う。

(掲示)

第14条 事業所の見やすい場所に、運営規定の概要、従業員の勤務の体制等を掲示する。

(個人情報の保護)

第15条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則

的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第16条 事業者は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(その他運営についての留意事項)

第17条 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人清規会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、平成12年 4月 1日から施行する。

この規定は、平成17年10月 1日から施行する。

この規定は、平成18年12月 1日から施行する。

この規定は、平成19年11月 1日から施行する。

この規定は、平成25年 8月 30日から施行する。

この規定は、平成30年 5月 1日から施行する。

この規定は、令和 元年10月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 8月 1日から施行する。

この規程は、令和 7年 5月 1日から施行する。

この規程は、令和 7年11月 1日から施行する。